

月次改訂

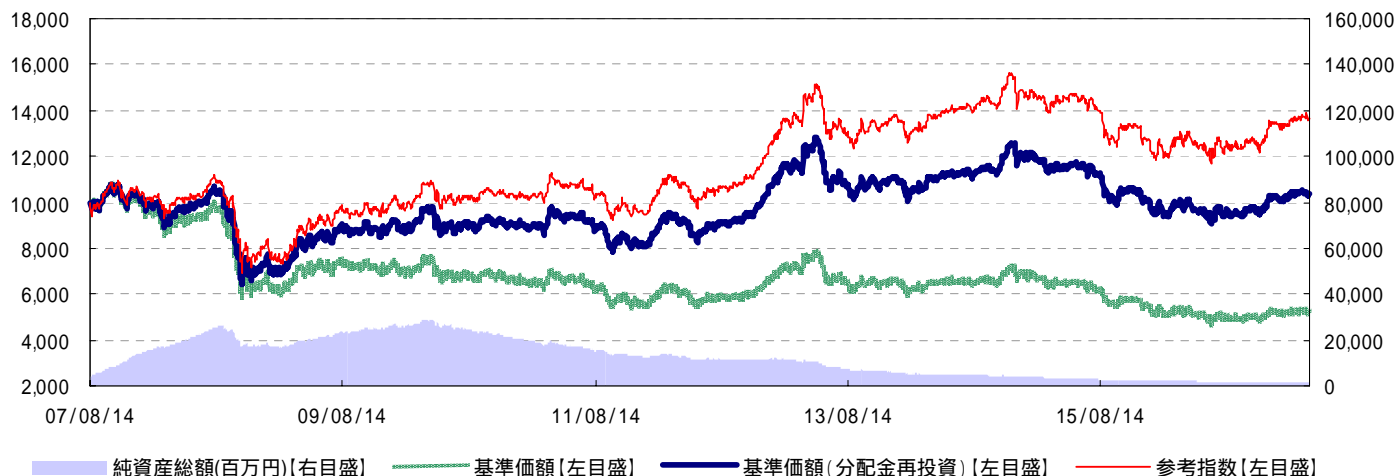
2017 / 04

三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド(毎月決算型)

追加型投信/海外/債券

運用状況等

基準価額の推移



基準価額、基準価額(分配金再投資)は設定日を、参考指数は設定日翌営業日を10,000として指数化しています。

基準価額および基準価額(分配金再投資)は、信託報酬除後の値です。

信託報酬率については、後記の「ファンドの費用・税金」に記載しています。

基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。

参考指数は、JPモルガンGBI-EM グローバル ダイバーシファイド(円換算ベース)です。

JPモルガンGBI-EM グローバル ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建ての Emerging 債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建ての Emerging 債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

JPモルガンGBI-EM グローバル ダイバーシファイド(円換算ベース)とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表しているJPモルガンGBI-EM グローバル ダイバーシファイド(ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

ファンドの現況

| | 2017/04/10 | 2017/03/10 | 前环比 |
|------------|------------|------------|------|
| 基準価額 | 5,197円 | 5,235円 | -38円 |
| 純資産総額(百万円) | 1,829 | 1,849 | -20 |

| | 基準価額 | 日付 |
|-------|---------|------------|
| 設定来高値 | 10,802円 | 2007/11/01 |
| 設定来安値 | 4,748円 | 2016/06/28 |

騰落率

| | 過去1ヵ月 | 過去3ヵ月 | 過去6ヵ月 | 過去1年 | 過去3年 | 設定来 |
|------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ファンド | -0.25% | 1.99% | 7.00% | 7.68% | -6.67% | 3.75% |
| 参考指数 | -0.06% | 1.91% | 7.44% | 9.63% | -0.75% | 36.48% |

騰落率は、応当日(ただし過去1ヵ月は前作成基準日)の数値を基に算出しています。

ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。また、ファンドの騰落率と実際の投資者利回りとは異なります。

設定来のファンドの騰落率は、10,000を起点として計算しています。

表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しております。
基準価額および分配金は1万円当たりです。

後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

三菱UFJ新興国通貨建て債券ファンド(毎月決算型)

分配金実績(税引前)

| 設定来累計 | | | | | |
|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 4,680 円 | | | | | |
| 第114期 (17/04/10) | 第113期 (17/03/10) | 第112期 (17/02/10) | 第111期 (17/01/10) | 第110期 (16/12/12) | 第109期 (16/11/10) |
| 25 円 | 25 円 | 25 円 | 25 円 | 25 円 | 25 円 |
| 第108期 (16/10/11) | 第107期 (16/09/12) | 第106期 (16/08/10) | 第105期 (16/07/11) | 第104期 (16/06/10) | 第103期 (16/05/10) |
| 25 円 | 25 円 | 25 円 | 25 円 | 25 円 | 25 円 |
| 第102期 (16/04/11) | 第101期 (16/03/10) | 第100期 (16/02/10) | 第99期 (16/01/12) | 第98期 (15/12/10) | 第97期 (15/11/10) |
| 25 円 | 25 円 | 25 円 | 25 円 | 25 円 | 25 円 |
| 第96期 (15/10/13) | 第95期 (15/09/10) | 第94期 (15/08/10) | 第93期 (15/07/10) | 第92期 (15/06/10) | 第91期 (15/05/11) |
| 25 円 | 25 円 | 25 円 | 25 円 | 25 円 | 25 円 |
| 第90期 (15/04/10) | 第89期 (15/03/10) | 第88期 (15/02/10) | 第87期 (15/01/13) | 第86期 (14/12/10) | 第85期 (14/11/10) |
| 25 円 | 25 円 | 25 円 | 25 円 | 25 円 | 25 円 |
| 第84期 (14/10/10) | 第83期 (14/09/10) | 第82期 (14/08/11) | 第81期 (14/07/10) | 第80期 (14/06/10) | 第79期 (14/05/12) |
| 25 円 | 25 円 | 25 円 | 25 円 | 25 円 | 25 円 |

・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

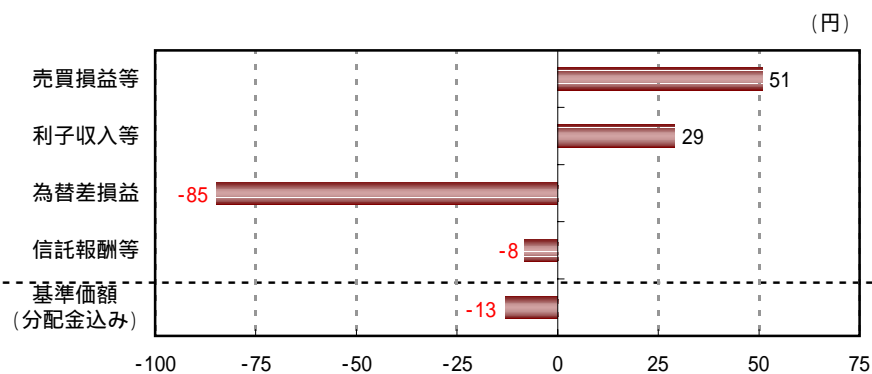
運用資産構成

| | |
|------------------------------|--------|
| 投資信託証券 | 96.8% |
| 新興国現地通貨建て債券ファンド F(適格機関投資家専用) | 96.5% |
| マネー・マーケット・マザーファンド | 0.3% |
| コールローン他 | 3.2% |
| 合計 | 100.0% |

- ・比率は、純資産総額に対する割合です。
- ・計理処理の仕組み上、直近の追加設定分が反映されないことなどにより、「コールローン他」の値がマイナスで表示されることがあります。
- ・当ファンドは投資信託証券への投資を通じて公社債等に実質的な投資を行っております。(ファンド・オブ・ファンズ方式)

2017年3月11日より、投資信託証券「モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建て債券ファンド F(適格機関投資家専用)」の名称は「新興国現地通貨建て債券ファンド F(適格機関投資家専用)」に変更となりました。

当期の基準価額の変動要因分析(概算値)



- ・上図の要因分析は、組入債券の値動き、為替変動の影響等が基準価額に与えた影響をご理解いただくために簡便的に計算した概算値であり、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
- ・四捨五入のため全体計(基準価額の変動額)と内訳の合計が相違することがあります。

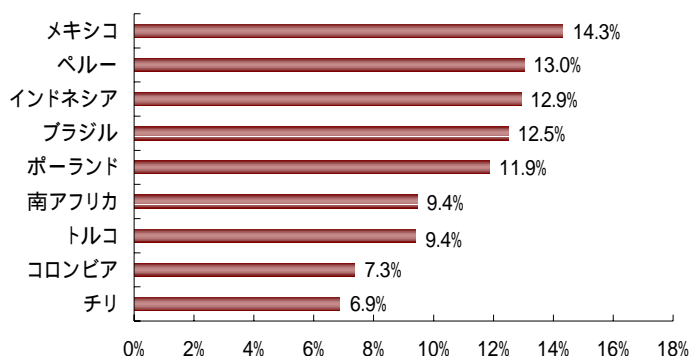
表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しております。
基準価額および分配金は1万口当たりです。

後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド(毎月決算型)

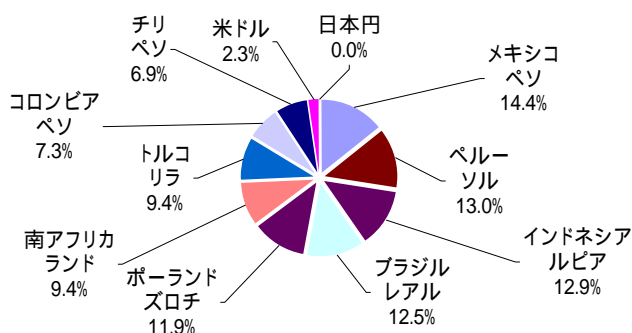
新興国現地通貨建て債券ファンドF(適格機関投資家専用)の運用状況

投資国別組入比率(上位10ヵ国)



- ・比率は実質的な投資国で分類したものであり、純資産総額に対する組入債券の割合です。
- ・クレジット・リンク債の比率は、連動する現地通貨建て新興国債の投資国で分類しています。

通貨別組入比率



- ・比率は実質的な投資通貨で分類した純資産総額に対する割合です。
- ・クレジット・リンク債の比率は、連動する現地通貨建て新興国債券の現地通貨で分類しています。
- ・比率には、債券評価額、未収利息の他に、未受渡取引・各種費用による未収金・未払金などが考慮されています。

債券の格付分布

| 格付 | 比率 | 銘柄数 |
|------|--------|-----|
| AAA格 | 0.00% | 0 |
| AA格 | 6.85% | 1 |
| A格 | 39.21% | 5 |
| BBB格 | 39.10% | 4 |
| BB格 | 12.48% | 2 |
| B格以下 | 0.00% | 0 |
| 無格付 | 0.00% | 0 |

- ・比率は純資産総額に対する割合です。
- ・格付は以下の3社の採用格付会社のうち、最も高い格付を採用しています。
 - ・スタンダード・アンド・プアーズ社(S&P)
 - ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス社(Moody's)
 - ・フィッチ・レーティングス社(FitchRatings)
- ・格付を取得していない場合は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクによる独自の格付を採用しています。

【参考】ソプリン(国の発行体)格付

| 国名 | 格付 |
|--------|------|
| メキシコ | A |
| ペルー | A- |
| インドネシア | BBB- |
| ブラジル | BB |
| ポーランド | A |
| 南アフリカ | BBB |
| トルコ | BBB- |
| コロンビア | BBB+ |
| チリ | AA |

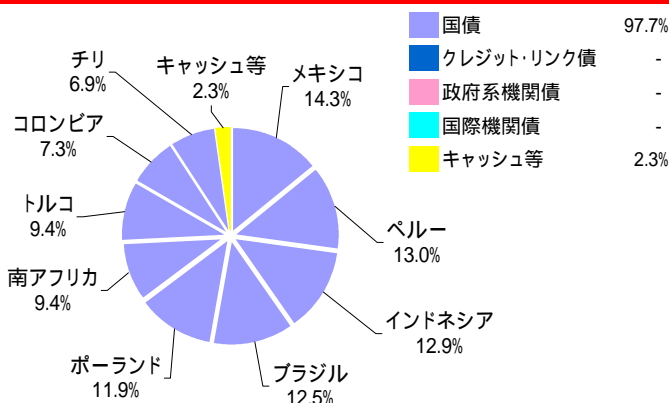
- ・上記の格付は投資国の長期信用格付で、本国通貨建ての個別銘柄格付とは異なります。
- ・格付は以下の3社の採用格付会社のうち、最も高い格付を採用しています。
 - ・スタンダード・アンド・プアーズ社(S&P)
 - ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス社(Moody's)
 - ・フィッチ・レーティングス社(FitchRatings)

利回り・デュレーション・平均残存期間

| | | | |
|-------|-------|---------|-------|
| 最終利回り | 6.58% | デュレーション | 4.15年 |
| 直接利回り | 6.86% | 平均残存年数 | 5.48年 |

- ・最終利回りとは、個別債券等について満期まで保有した場合の複利利回りを加重平均したものです。
- ・直接利回りとは、個別債券等の価格に対する年間のクーポン収入の割合を加重平均したものです。
- ・デュレーションは、債券価格の弾力性を示す指標として用いられ金利の変化に対する債券価格の変動率を示します。
- ・平均残存年数は、各債券の残存年数を債券の時価で加重平均したものです。
- ・現地ベースで算出しています。

債券種類別構成比



- ・比率は実質的な投資国で分類したものであり、純資産総額に対する組入債券の割合です。
- ・クレジット・リンク債の比率は、連動する現地通貨建て新興国債の投資国で分類しています。

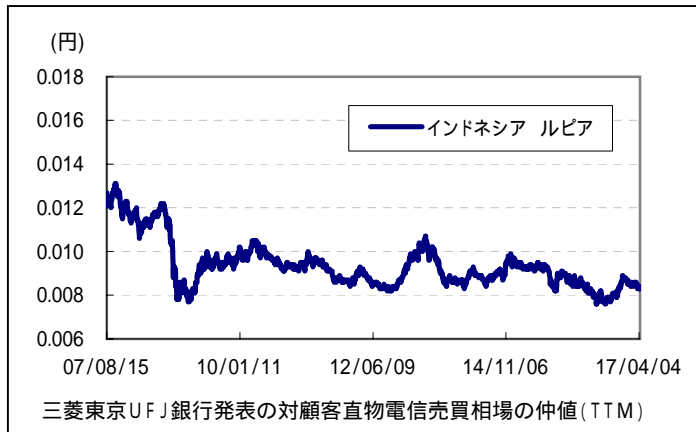
表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しております。基準価額および配金は1万円当たりです。

後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

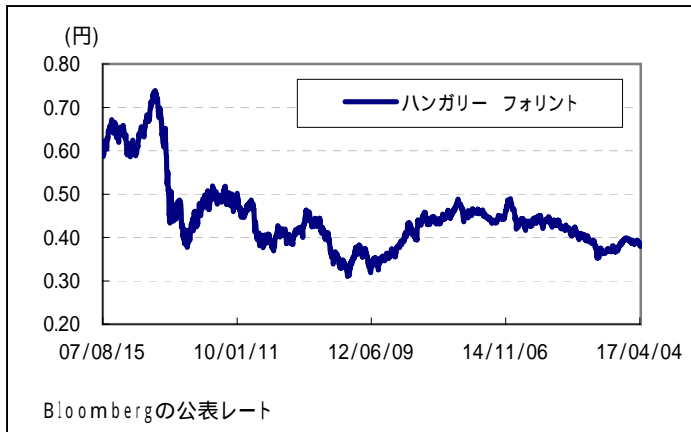
三菱UFJ新興国通貨建て債券ファンド(毎月決算型)

【参考】設定からの為替相場の推移(日次)

【インドネシア】



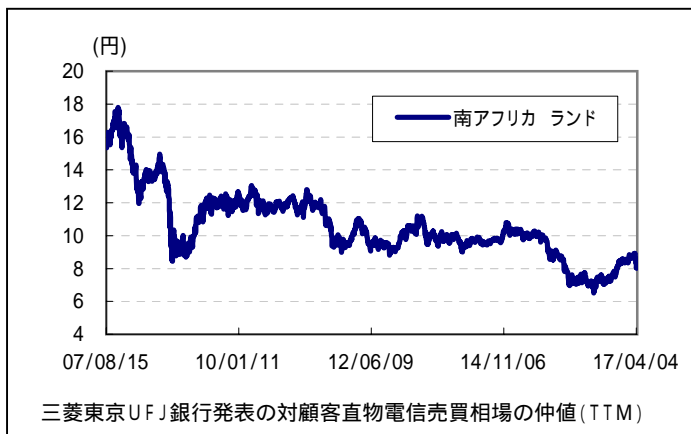
【ハンガリー】



【トルコ】



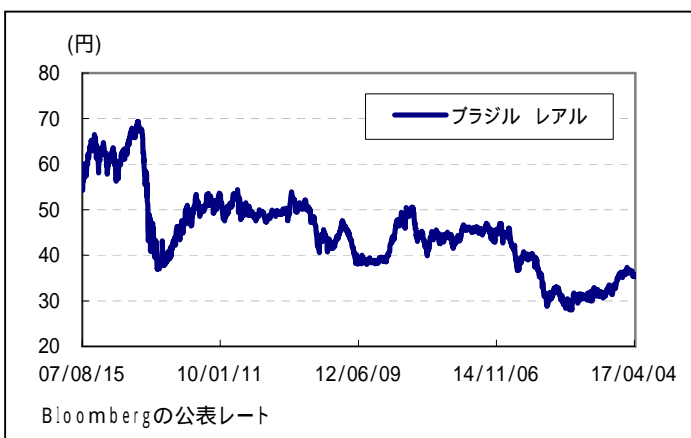
【南アフリカ】



【メキシコ】



【ブラジル】



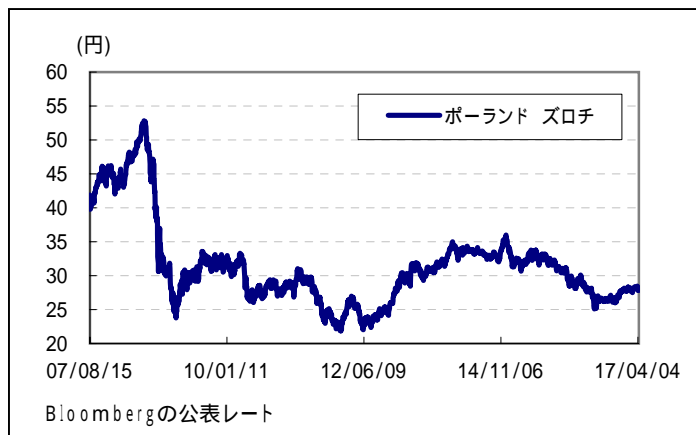
将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。なお、市況の変動等により方針通りの運用が行われない場合があります。表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しております。

後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド(毎月決算型)

【参考】設定からの為替相場の推移(日次)

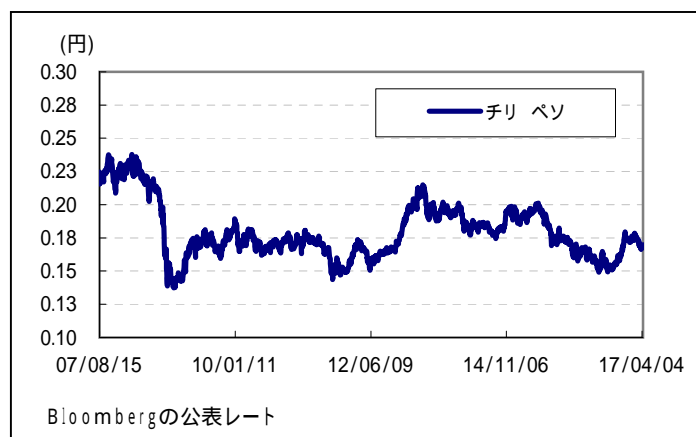
【ポーランド】



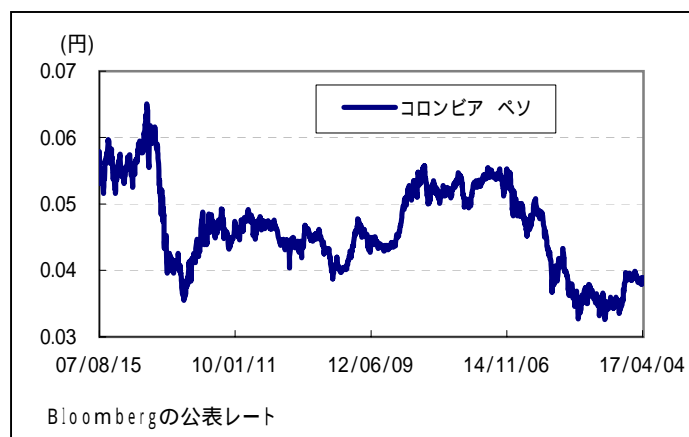
【ペルー】



【チリ】



【コロンビア】



将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。なお、市況の変動等により方針通りの運用が行われない場合があります。表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しております。

後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド(毎月決算型)
運用担当者コメント
市況動向
【新興国債券市況は上昇、新興国通貨は概ね対円で下落】

当期の新興国債券・為替市況は、JPモルガンGBI-EM グローバル ダイバーシファイド(円換算ベース)で見ると、現地通貨建て新興国債券市況が上昇したものの、新興国通貨が概ね対円で下落したことなどから、前期末比では下落しました。新興国債券市況(3月9日から4月7日まで)は、JPモルガンGBI-EM グローバル ダイバーシファイド(ローカルベース)で見ると、前期末比で上昇しました。国別に見ると、メキシコでは、北米自由貿易協定(NAFTA)の再交渉を巡る懸念が一時後退したことや、メキシコ中央銀行のカルステンス総裁が、インフレ率の上昇は一時的なものに過ぎないと発言したことなどが影響し、債券利回りは低下しました。ブラジルでは、2月の消費者物価指数の上昇率が市場予想を下回り、利下げペースが加速するとの見方が広がったことなどから、債券利回りは低下しました。為替市況では、新興国通貨は概ね対円で下落しました。通貨別に見ると、南アフリカランドは、ズマ大統領がゴードン財務相を解任し、南アフリカに対する政治的な不透明感が高まったことを受け、対円で下落しました。

運用状況
【基準価額(分配金再投資)は下落】

当ファンドは、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、「新興国現地通貨建て債券ファンドF(適格機関投資家専用)」を通じ、新興国の国債等に投資しています。当期は、保有しているペルー国債やブラジル国債が上昇したことなどがプラスに寄与したものの、南アフリカランドなどを中心に新興国通貨が概ね対円で下落したことなどがマイナスに影響し、基準価額は下落しました。当ファンドは4月10日に第114期の決算を迎え、分配金を25円(1万口当たり)としました。

今後の運用方針
【メキシコ、ペルー、インドネシア、ブラジル等を中心に組み入れ】

新興国では、一部の国で構造改革や金融政策などの効果からファンダメンタルズの改善が見られることや、中間層の拡大を通じた消費市場の成長が見込まれることなどを背景に、中長期的に内需主導の高い経済成長が期待できると見えています。一部のファンダメンタルズが脆弱な国には注意が必要であるものの、為替市場に関しては、総じて見ると、これまでの米ドル高の進行を背景に新興国通貨はファンダメンタルズ対比で割安な水準にあると考えます。また、債券市場については、主要先進国と比較して新興国の金利水準が高いことから、中長期的な観点から相対的に高水準の金利収入の獲得が期待できることはプラス材料であると見えています。

上記の運用環境に対する見通しを踏まえ、当ファンドは引き続き個別国の選別に注力しメキシコ、ペルー、インドネシア、ブラジル等を中心に組み入れる方針です。メキシコについては、米国の通商政策の影響に対して注意が必要であるものの、中央銀行が金融引き締め姿勢を強化していることや、新たな為替介入手段を導入したことなどが通貨のサポート要因となると見えています。ペルーについては、潤沢な外貨準備を有していることに加え、健全な財政状況、貿易収支の改善などが為替市況等を下支えすると考えます。インドネシアについては、ファンダメンタルズが安定しており、今後も現政権による構造改革の進展に対する期待などから投資魅力が高いと考えます。ブラジルについては、貿易収支の改善や直接投資による資本流入、構造改革の進展への期待などが同国市況にとってのプラス材料と考えます。

コメントは作成時点のものであり将来予告なく変更されることがあります。

また、将来の市場環境の変化または運用成果等を保証するものではありません。なお、市況の変動等により方針通りの運用が行われない場合があります。表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しております。

後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

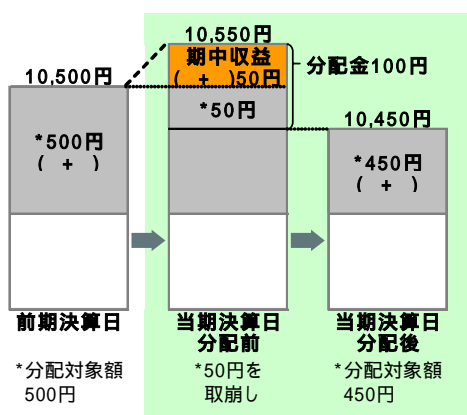


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

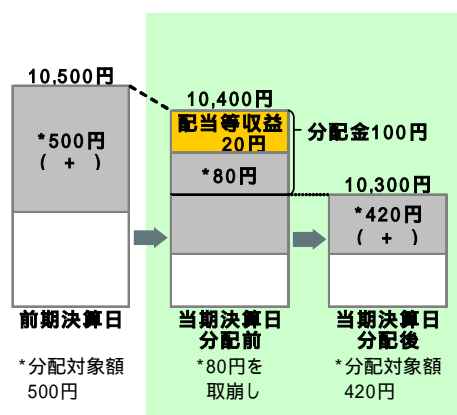
分配対象額は、経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益ならびに分配準備積立金および収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



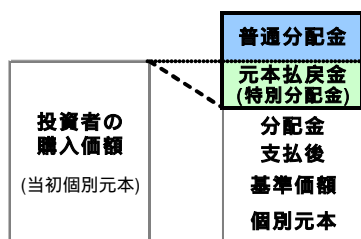
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

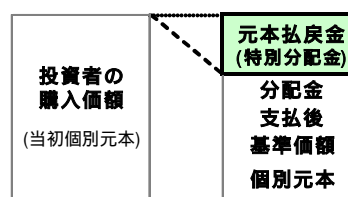
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

購入時手数料に関する留意事項

お客さまにご負担いただく購入時手数料の具体例は以下の通りです。販売会社によっては金額指定、口数指定どちらかのみのお取扱いになる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

[金額を指定して購入する場合]

購入金額に購入時手数料を加えた額が指定金額となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定でご購入いただく場合、100万円の中から購入時手数料(税込)をご負担いただきますので、100万円全額が当該ファンドの購入金額となるものではありません。

[口数を指定して購入する場合]

例えば、基準価額10,000円(1万口当たり)の時に100万口ご購入いただく場合、購入時手数料 = (10,000円 ÷ 1万口) × 100万口 × 手数料率(税込)となり、100万円と購入時手数料の合計額をお支払いいただくことになります。

三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド(毎月決算型)

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

新興国の現地通貨建ての国債および国際機関債等を実質的な主要投資対象とし、厳選した10カ国に分散投資を行うことにより、高い利子収入の獲得と中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色1 高い利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長をめざして、主に新興国の現地通貨建ての国債および国際機関債等に投資を行います。

特色2 投資適格の信用力(BBB - 格相当以上)を持つ債券を中心に、厳選した10カ国に分散投資を行い、ファンド全体のリスク低減を図ります。

特色3 原則として、為替ヘッジを行いません。

特色4 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのノウハウを活用します。

特色5 毎月の安定分配をめざします。

・毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、配当等収益等を中心に経費等を勘案して、分配を行います。
 ・6月と12月の決算時には、上記の分配に加え、基準価額水準を考慮して委託会社が決定する額を付加して分配(ボーナス分配)する場合があります。
 ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 ・ボーナス分配とは、特定月の決算時に売買益等がある場合に、毎月の配当等収益等から行う安定分配に上乗せして行う分配です。なお、売買益がある場合でもボーナス分配を行わない場合があります。

ファンドの仕組み

・運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行います。

<投資対象ファンド>

新興国現地通貨建て債券ファンドF(適格機関投資家専用)

マネー・マーケット・マザーファンド(わが国の短期公社債等に投資)

2017年3月11日付でファンドの名称を「モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建て債券ファンドF(適格機関投資家専用)」から変更しました。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

| | |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 価格変動リスク | 一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。 |
| 為替変動リスク | 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。 |
| 信用リスク | 組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。 |
| 流動性リスク | 有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。 |
| カントリー・リスク | 新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。 |

その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド(毎月決算型)
手続・手数料等
お申込みメモ

| | |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位 / 販売会社にご確認ください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位 / 販売会社にご確認ください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。 |
| 申込不可日 | 次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日 具体的な日付については、委託会社のホームページ(「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」)をご覧ください。 |
| 申込締切時間 | 原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 |
| 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 |
| 信託期間 | 2022年6月10日まで(2007年8月14日設定) |
| 繰上償還 | 受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 |
| 決算日 | 毎月10日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。 |

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド(毎月決算型)

手続・手数料等

ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料 購入価額に対して、**上限2.7%(税抜 2.5%)**(販売会社が定めます)
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.1%**をかけた額

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

当該ファンド 日々の純資産総額に対して、**年率0.9504%(税抜 年率0.88%)**をかけた額

運用管理費用(信託報酬) 投資対象とする 投資対象ファンドの純資産総額に対して**年率0.8856%**程度
投資信託証券 (マネー・マーケット・マザーファンドは除きます。)

実質的な負担 当該ファンドの純資産総額に対して**年率1.836%程度(税抜 年率1.7%程度)**
投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。

その他の費用・手数料 監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。

上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮していませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会: 一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> <http://www.am.mufig.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120 - 151034

(受付時間 営業日の9:00 ~ 17:00)

受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

販売会社情報一覧表

ファンド名称:三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド(毎月決算型)

| 商号 | 登録番号等 | | 日本証券業 協会 | 一般社団法人 日本 投資顧問業 協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会 |
|-------------------|----------|-----------------|-------------|-----------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 株式会社 SBI証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号 | | | | |
| 株式会社 三菱東京UFJ銀行(*) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第5号 | | | | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | | | | |
| 株式会社 琉球銀行 | 登録金融機関 | 沖縄総合事務局長(登金)第2号 | | | | |

商号欄に(*)の表示がある場合、新規申込のお取扱いを中止しております。